

令和3年度
事業計画書

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

目次

	頁
1 つながり、支え合える地域づくりの推進	3
1. つながり、支え合うための地域福祉の取り組み強化	
2. 地域におけるボランティア活動や住民活動への取り組みを強化	
3. 地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動支援	
2 一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進	6
1. 低所得世帯に対する資金貸付と総合相談機能の強化	
2. 住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するため、一人ひとりの権利を擁護する取り組みの推進	
3 地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進	9
1. 福祉サービス事業従事者の確保・育成・定着の推進	
2. 福祉サービス従事者のすそ野を広げる取り組みの推進	
4 暮らしの安心を支える体制強化の推進	16
1. 福祉サービス事業所の基盤強化を支援	
2. 福祉サービス利用者の安心のための取り組みを推進	
3. 安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援	
5 県社協の基盤強化への取り組み	21
1. 法人経営の基盤強化を推進	
2. 地域福祉の総合拠点としての情報発信機能を強化	
3. 各関係団体と連携した取り組みを促進	

凡例：  → 新規事業

ともに寄り添い ともに築き ともに輝く 地域づくり

■基本理念

「年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、県民誰もが住み慣れたまちで安心して健康的に暮らすことができる地域づくりに貢献します」

■基本目標

- 1 つながり、支え合える地域づくりの推進
- 2 一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進
- 3 地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進
- 4 暮らしの安心を支える体制強化の推進
- 5 県社協の基盤強化への取り組み

令和3年度事業計画 概要

○私たちの暮らしは、急速な人口減少・少子化などに伴い年々状況が変化し、住民同士のつながりや支え合いの希薄化、地域社会や家族の機能低下も相まって、普段の暮らしの中に様々な問題が顕在化するとともに、複雑・多様化しています。近年、それらを背景として暮らしの問題が生じた場合に危機的な状況を招く可能性のある方々（例えば、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、障害のある方、ひとり親家庭など）も増加しており、公的な支援に留まらず、隣近所など住民同士の「共助」による支え合いが、改めて重要になっています。しかしながら、令和元年後半から全世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、地域の支え合いの必要性に反して、地域社会の脆弱化に拍車をかけ、地域の中で人と人とのつながりを分断する状況を生み出しています。

○こうした状況を踏まえ、本会では、「With コロナ」時代における「地域共生社会の実現」に向けて、令和元年に策定した「第1期地域福祉推進計画（2019-2023）」（以下「推進計画」。）に掲げた「誰もが住み慣れたまちで安心して健康的に暮らすことができる地域づくり」を基本理念として、令和3年度においても引き続き、市町社協や施設法人、民生委員・児童委員等の福祉関係者との連携を一層深め、生活のしづらさを抱えた世帯や困窮者等に対する支援、コロナ禍における施設法人等の経営支援事業等に取り組んでいくこととしています。

○また、これらの事業については、国連の「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念である「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた17の国際目標と歩調を合わせ、これまで社協が取り組んできた地域福祉活動とのつながりを意識しながら、各事業の推進に努めていきます。

○なお、事業の推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症に関連して誤った認識での不当な差別や偏見をなくすよう、各事業を通じて人権等への配慮や啓発等へも努めていきます。

■事業の概要

- 令和2年6月の「改正社会福祉法」では、市町村における既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体化する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本会では、人々が様々な問題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して健康的に暮らしていくことができるよう、地域住民の支え合いや一人ひとりの暮らしや生きがいを創る地域社会づくりに、市町社協と連携を密にして取り組んでいきます。
- 認知症、知的障害、その他精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活に支障がある方たちを社会全体で支え合うことは喫緊の課題となっています。このことから、すべての県民が、自らの意思により、自分らしく暮らし続けることができるよう県社協及び各市町社協における権利擁護に関する総合的な相談支援体制づくりを支援します。
- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症発生の影響に伴う休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、生活福祉資金における緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付など延べ5,300件を超える貸付を実施しました。令和3年度は緊急小口資金等の特例貸付が終了した世帯において、新たな課題を抱える世帯も多くあると考えられるため、貸付金の償還に伴う債権管理体制の整備と合わせ、課題解決に向けた関係機関との連携強化に努めます。
- 少子高齢化を背景とする福祉サービスの需要は急速に拡大しており、福祉分野における人材不足は介護や保育の現場を問わず、年々深刻化しています。利用者への良質なサービス提供を維持し、安定した経営を継続していくためには、人材の確保・定着・育成は喫緊の課題です。本会では、求人事業所と求職者をつなげる「きめ細やかなマッチング」の推進や、ハローワークや高校大学等の関係機関と連携した合同面談会・就職フェアなどの開催を通じて、福祉人材の確保に努めます。
- 介護福祉士や保育士の国家資格取得を目指す学生を支援する「修学資金」、再就職を希望する有資格者を対象とした「就職準備金」などの貸付事業に合わせ、福祉人材研修センターによる職業あっせん事業、福祉従事者のための課題別・階層別研修を一体的に進め、福祉人材の長期的・継続的な確保につながるよう効果的な事業実施に努めます。
- 利用者本位の福祉サービスの充実を図るため、高齢・障害・児童等の種別毎に「施設種別協議会」を設置し、関連する制度政策等への対応や施設利用者の特性に応じた研修の開催など、課題の共有や解決に向けた取り組み、関係団体や行政機関との連携強化に努めます。また、災害や感染症の発生時等、施設法人における緊急時の対応として、DCATや緊急時応援体制確保事業など、種別協議会として関係機関や団体と連携した取り組みに努めます。
- 本会におけるコンプライアンスの遵守やガバナンス強化、また働き方改革に伴う職場環境の整備など、適正な経営体制の確保に努めます。

1 つながり、支え合える地域づくりの推進

1. つながり、支え合うための地域福祉の取り組み強化

【事業費；6,237千円】

国においては、2020年代の初頭を目途に「地域共生社会」の全面展開を目指すとしており、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決を図ることを目指した、包括的な支援体制の整備が必要です。

このことから、地域福祉活動推進の中核となる社協の適正な法人運営や、地域福祉の実践を推進し、市町社協が抱える様々な課題を的確に把握するとともに、実践的な研修の開催や会議等を通じ、市町社協が今後取り組むべき活動の方向性や実践課題の解決、求められる役割等についての研鑽を深めることができるよう支援します。

(1) 地域の課題把握と解決のための取り組み充実への支援

ア 包括的な支援体制整備の推進

① (ア) 重層的支援体制構築に向けての支援の実施

a 市町社協・市町行政担当者研修会の開催（年2回）

(イ) 地域包括ケアシステム体制整備の推進

a 生活支援コーディネーター養成研修会の開催（年2回）

イ 会議等の開催

(ア) 市町社協 事務局長会議（2月）

(イ) 市町社協 エリア別地域福祉担当職員連絡会議（5月・12月）

(ウ) 市町社協 個別訪問ミーティング（7～8月）

ウ 地域福祉活動を推進するための調査及び各種会議・研修等への参加を通じた情報収集

(ア) 「市町社会福祉協議会 便覧」の作成

エ 市町社協・社会福祉施設に対する寄贈物品の受付及び寄贈

(2) 市町社協の運営支援の強化

ア 法人の運営に係る相談対応

イ 市町社会福祉協議会職員連絡協議会設置運営

(3) 市町社協役職員の専門性の強化

ア 市町社協役職員研修の開催

(ア) 市町社協 役員・職員合同研修会（年1回）

(イ) 市町社協 職員パワーアップゼミ（年4回連続講座：2か年で修了）

① (ウ) 市町社協 職員課題別実践研究会（月1回テーマ別で開催）

① (エ) 市町社協 法人運営に関する研修会（年1回）

(オ) 市町社協 新任職員研修会（年1回）

イ 令和3年度九州ブロック地域福祉研究会議（オンライン会議）の開催

期日：令和3年9月9日（木）、10日（金）

(4) 市町社協を中心とした社会福祉法人間連携プラットフォームの取り組みの推進

社会福祉法人による地域における公益的な取組を効果的に進めるため、社会福祉法人の連携の中核となる市町社協に対する助言や事業提案等を行います。

【目標値】

項目	令和3年度
・市町社協役員研修受講率(受講者数/定数)	40%
・市町社協職員研修平均受講率(受講社協数/20市町)	80%
・市町社協における社会福祉法人間プラットフォームへの取り組み社協数	6市町

2. 地域におけるボランティア活動や住民活動への取り組みを強化

【事業費 ; 7,145 千円】

地域共生社会を実現するためには、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域づくりが求められます。そのためには、住民の生活の場である地域社会に「排除しない」、「共に生きる」という意識が共有されることが重要です。

このことから、福祉に対する子どもたちの関心を高め、地域活動への参加を通して子どもたちの人間形成に資することができるよう、地域貢献学習（サービスマーケティングやボランティア活動等）を通じた福祉教育の取り組みを進めます。

また、地域の生活課題を解決するための取り組みの担い手を確保し、ボランティア活動の活性化を図るための研修や、災害時に円滑かつ効果的な各市町社協の災害ボランティアセンターの運営ができるよう、市町社協職員を対象とした研修等を実施します。

(1) 福祉ボランティアセンターにおけるボランティア活動・住民活動の推進

地域での支え合う関係やつながりの再構築を実現するため、次の事業に取り組みます。

- ア ボランティア活動活性化研修会の開催
- イ 県内ボランティア活動の情報収集と情報提供
- ウ ボランティア活動保険事務
- エ 佐賀県ボランティア連絡協議会の設置運営
- オ 「24時間テレビチャリティー募金」活動支援

(2) 福祉教育実践のための支援の強化

市町社協が小中学校等と連携するなどして、効果的に福祉教育の実践が地域で展開できるよう、次の事業に取り組みます。

ア 福祉教育実践モデル事業の実施

小中学生等に対する地域貢献学習（サービスマーケティングやボランティア活動）を通じた福祉教育の実践に対し、市町社協を指定してモデル事業を実施する。

- 事業費助成額 助成額 1社協につき 400,000円以内
助成率 9/10

- モデル指定社協数 1ヶ所程度

イ 社協が進める福祉教育実践研究会の開催(年5回)

(3) 災害時の被災者支援のためのボランティア活動の推進

災害時における、被災住民の支援を円滑に行うため、平常時の取り組みとして、次の事業に取り組みます。

ア 市町社協災害ボランティアセンター設置・運営研修会等の開催

(ア) 市町社協災害ボランティアセンター設置・運営研修会（基礎編）（年1回）

(イ) 市町社協災害ボランティアセンター設置・運営研修会（実践編）（年2回）

④ (ウ) 市町社協災害ボランティアセンターに関する市町社協間連絡会議（年1回）

⑤ (イ) 市町社協災害ボランティアセンターの運営に関する研究会の開催（年5回）

ウ 佐賀県民災害ボランティアセンターの運営支援

エ 災害福祉支援センターに関する調査・研究

【目標値】

項目	令和3年度
・地域貢献学習等を通じた福祉教育の取り組み市町社協数	7市町
・ボランティア研修受講率(受講市町数/20市町)	100%
・災害ボランティアセンター運営研修受講率(受講社協数/20市町)	100%

3. 地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動支援

【事業費：3,721千円】

地域社会における課題が多様化、深刻化するなかにあって、自らも地域の一員でありながら、住民の最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員への期待は一層大きなものとなっており、民生委員・児童委員に対する社会的理解を進め、活動しやすい環境の整備を進めていくことが必要です。

このことから、民生委員・児童委員が住民に寄り添いながら課題の解決に向けた役割を果たしていくために求められる幅広い知識や実践力を効果的に習得できるような研修に取り組みます。

また、民生委員・児童委員が市町社協とともに地域福祉を進める両輪として今後もその力を十分に活かすことができるよう、佐賀県民生委員児童委員協議会の運営や互助共励事業の適切な運用を通して民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組みます。

(1) 民生委員・児童委員活動の支援の強化

民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を推進するため、次の事業に取り組みます。

ア 民生委員互助共励事業

(ア) 総合相談事業(心配ごと相談事業等)相談員研修会の開催

(イ) 指定民協育成事業

(ウ) 民生委員互助事業

イ 民生委員・児童委員研修事業(県受託事業)

(ア) 単位民児協会長研修会の開催 (年1回)

(イ) 中堅民生委員児童委員研修会の開催 (年1回)

ウ 佐賀県民生委員児童委員協議会の設置運営

2 一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進

1. 低所得世帯等に対する資金貸付と相談援助の強化

【事業費；591,222千円】

<取組方針>

複雑な生活課題を抱える低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、経済的に厳しいひとり親家庭や社会的養護が必要とされる児童に対して、経済的自立及び生活意欲の助長等を促進し生活の安定を図ることを目的に、適切な相談支援を行うとともに、必要な資金の貸付を実施します。

また、新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象とした、特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）は、引き続き相談支援を継続します。今後、特例貸付終了後には、新たな課題を抱える世帯も多くあるものと思われ、相談者の抱えている課題や生活状況などを的確に把握し、関係機関との更に連携し課題解決に向けた、自立促進を図ります。

(1) 包括的な相談支援と低所得者等を対象とした貸付事業の推進

ア 生活福祉資金貸付事業

本会を実施主体に各市町社協が相談及び受付窓口となり、民生委員や生活困窮者自立支援機関との連携・協力を得ながら、必要な相談援助並びに資金の貸付を行い自立の促進を図ります。

(ア) 総合支援資金 貸付見込 895 件（生活支援費 5 件、住宅入居費 5 件、一時生活再建費 5 件、コロナ特例貸付 850 件）

(イ) 福祉資金 貸付見込 60 件（福祉費 10 件、緊急小口資金 20 件、コロナ特例貸付 30 件）

(ウ) 教育支援資金 貸付見込 20 件（教育支援費 10 件、就学支度費 10 件）

(エ) 不動産担保型生活資金 貸付見込 1 件

(オ) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 貸付見込 2 件

また、貸付事業の適切な運営を図るために以下のとおり研修及び委員会等を開催します。

- a 貸付事業の概要の理解や相談援助技術の資質向上のための研修（7月予定）
- b 生活福祉資金貸付審査等運営委員会の開催（随時）
- c 不動産担保型生活資金審査委員会の開催（随時）

イ 臨時特例つなぎ資金貸付事業

公的給付制度または公的貸付制度の申請をしている住居のない離職者に対し、給付金または貸付金の交付を受けるまでの生活費を貸付し自立の促進を図ります。

ウ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金や就職準備金の貸付を行い自立の促進を図ります。

(ア) 入学準備金貸付 500 千円（上限） 貸付見込み 19 件

(イ) 就職準備金貸付 200 千円（上限） 貸付見込み 3 件

※養成機関を修了し、且つ資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事することで償還免除。

 住居費支援資金・・・1世帯当たり 入居している住宅の家賃の実費（上限40千円）

エ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

児童養護施設等を退所した方が、進学や就職をするための生活基盤の安定を図る為に、家賃及び生活費等の貸付を行い自立の促進を図ります。

- (ア) 生活支援費 月額 50 千円（大学等に在学する期間） 貸付見込み 3 件
- (イ) 家賃支援費 月額は家賃相当額（生活保護制度上の住宅扶助費を限度）貸付見込み 8 件
※5 年間就業することで償還免除
- (ウ) 資格取得支援費 250 千円（上限） 貸付見込み 4 件
※卒業又は資格取得後、2 年間就業することで償還免除。

(2) 相談支援の充実と債権管理の強化

ア 相談支援及び関係機関との連携強化

資金貸付等の相談者に対しては、その方が抱える複合的な生活上の課題に寄り添いながら、自立のための相談援助を強化します。また、相談者が抱える諸課題の解決のために、市町社協をはじめ生活自立支援センター等の各関係機関と連携しながら相談機能の強化を図ります。

イ 債権管理の強化

適切な貸付事業運営のために、債権管理の強化に努めるとともに、所在不明等による長期滞納者の追跡調査を行い、返済能力や生活状況等の実態調査を強化します。また、回収が難しいと判断される債権については、十分な調査・審査のうえ、適切に支払い免除等の措置を講ずるものとします。

- (ア) 市町社協と連携し滞納債権の借受人等に対し償還意欲の向上を図る
電話連絡(随時)、面接調査(年 100 件予定)、世帯訪問調査(年 30 件予定)
- (イ) 住民票調査の実施、督促状及び配達証明・内容証明付督促状の送付
- (ウ) 長期滞納債権の実態調査及び適切な債権整理

2. 住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するため、一人ひとりの権利を擁護する取り組みの推進

【事業費；45,086 千円】

認知症、知的障害その他精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方たちを社会全体で支え合うことは喫緊の課題となっています。

このことから、全ての地域住民が、自らの意思により、自分らしく暮らし続けることができるよう県社協及び各市町社協における権利擁護に関する総合的な相談支援体制を強化します。

また、判断能力に不安を持つ方が、福祉サービスを利用しながら安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する手続き支援や金銭管理のための福祉サービス利用援助事業を実施します。

認知機能の低下等により、成年後見制度の利用が必要とされる方に対しては、適切に成年後見制度の利用に繋ぐことができるよう、成年後見制度利用促進に向けた取り組みを強化します。

また、判断能力は充分であっても、身寄りがいない、近くに親族がいない等の理由により、自分が希望する人生の終え方を誰にも託すことができないなど、不安を抱える高齢者も増えていることから、このような方々の自己決定権を尊重するという視点に立ち、エンディングノートの作成や葬儀・遺品整理の代行等、市町社協における終活支援に関する取り組みを推進します。

(1) 福祉サービス利用援助事業の実施による権利擁護の推進

ア 福祉サービス利用援助事業(あんしんサポート事業)の実施

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービス利用の援助等を行います。

(ア) 市町社協への事業委託による福祉サービス利用援助事業サービスの提供

利用契約者数 390 件 (うち新規契約見込み 70 件) (解約見込み 50 件)

(イ) 契約締結審査会の開催 . . . 年 6 回開催

(ウ) 福祉サービス利用援助事業従事者等に対する研修会の開催

a 専門員研修会 (10 月)

b 専門員エリア別研修会 (7 月)

c 生活支援員研修会 (12 月)

(2) 権利擁護事業の推進

市町社協における総合的な権利擁護の取組の充実を図るため、次の事業に取り組みます。

ア 成年後見制度の利用促進に関する研究会等の開催

市町社協における権利擁護、成年後見制度に関する取り組みについての意見・情報交換や勉強会の開催

イ 権利擁護に関する相談支援の推進

権利擁護に関する総合的な相談対応を強化し、成年後見制度の利用が必要な方に対する後見開始の審判申立事務の支援等、成年後見制度の利用促進に関する取り組みに対し、市町社協を指定したモデル事業を実施する。

●事業費助成額 助成額 1 社協につき 400,000 円以内
助成率 9/10

●モデル指定社協数 2ヶ所程度

ウ 終活支援モデル事業の実施

身寄りのない方や親族が近くにいない方等の自己決定権の尊重の視点に立ち、エンディングノートの作成や葬儀・遺品整理の代行等終活支援に関する取り組みに対し、市町社協を指定してモデル事業を実施する。

●事業費助成額 助成額 1 社協につき 400,000 円以内
助成率 9/10

●モデル指定社協数 2ヶ所程度

【目標値】

項目	令和3年度
・福祉サービス利用援助事業利用契約の促進 (利用契約件数)	400 件
・市町権利擁護・あんしんサポートセンター体制の整備 (市町社協数)	16 市町
・終活支援事業の取り組み (市町社協数)	6 市町

3 地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進

1. 福祉サービス事業従事者の確保・育成・定着の推進

【事業費；51,144千円】

<取組方針>

少子高齢化の著しい進展に伴い、労働力人口の減少や労働者ニーズが多様化する中、福祉サービスの需要は拡大し、介護や保育を中心に、それを支える福祉人材不足は慢性化し、本県においても年々深刻化しています。また、昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響は、人口減少・少子高齢化とともに、これまでも人材不足に拍車をかけていた共働き世帯の増加やライフスタイルの変化等と絡み合い、コロナ時代における「新たな日常」の下、労働需要の構造の変化が見込まれるなど、新しい形の労働力不足にも直面する公算が大きいといわれています。

そうした中で、福祉・介護人材の確保や定着に向けた支援や環境づくりは、多様な関係者と連携・協働し、さらなる向上を目指すことが急務となっており、福祉人材・研修センターでは、こうした状況を踏まえるとともに、コロナ禍での感染予防対策を講じた事業実施など、with・ポストコロナ時代を見据えながら、以下の事業に取り組みます。

「福祉人材の確保・育成・定着」「福祉人材の養成（キャリアアップ）」「福祉人材の職場環境改善・福利厚生」を柱とした事業に取り組み、地域づくりや福祉サービス提供の担い手づくり推進、福祉人材・研修センター、保育士・保育所支援センター機能の充実・強化を図ります。

福祉人材の確保・定着に向けては、無料職業紹介事業や就職フェア、再就職支援研修等、求職者、人材を必要とする福祉現場の声に寄り添ったきめ細やかなマッチング支援を行います。

福祉人材の育成に当たっては、「福祉の仕事」に興味を持っている学生・生徒をはじめ、将来を担う若い世代に向けた仕事のPRや情報提供が必要であり、セミナーや職場体験等を通して「福祉の仕事」の魅力ややりがい、仕事の内容を具体的に伝えていくことで、志をもった質の高い人材の育成を目指していきます。

福祉人材の養成においては、組織の体制強化や職員の将来に向けたキャリアデザインを描いていただく支援として、キャリアアップの仕組み作りのための「階層別研修」や、知識と技術の向上のための「課題別研修」など、年間を通して役職員の資質向上のプログラムを実施していきます。

また、必要に応じた資格取得サポート研修や職場内研修サポート事業に取り組みます。


(1) 求職者支援機能の強化

ア 福祉人材センター運営事業

(ア) 福祉人材無料職業紹介事業

- a 職業紹介業務の実施、ハローワークとの連携強化
- b 県・市町、ハローワーク主催の就職相談会等との連携
- c 福祉人材養成機関(介護職員初任者研修等)との連携した職場説明会・相談会の実施
- d 学生(福祉系大学・短大・専門学校等)に対する福祉人材センターの周知・活用促進
- e 関係機関(福祉施設・事業所、団体、学校等)との連携強化
- f 福祉人材情報(求人・求職)COOLシステムの運用、SNSを活用した求人・イベント等の情報提供

(イ) 人材確保事業

- a 福祉の仕事合同就職面談会(年2回:ハローワーク共催)の開催
- b エリア別ミニ就職フェアの開催
-  c WEB面接・WEB説明会導入支援(セミナーの開催等)

- (ウ) 福祉従事者研修、福祉の資格取得方法等情報提供、潜在有資格者の呼び戻し推進
 - a 求人・求職情報、施設・事業所案内、資格取得方法、福祉従事者研修案内
 - b 施設・事業所における円滑な人材確保支援、求職者への求人情報提供の強化
- (エ) 介護の資格届出制度推進による介護福祉士等の有資格者サポート及び呼び戻し
- (オ) 運営委員会の開催
福祉人材・研修センターの事業運営を円滑且つ効果的に実施できるよう委員会を開催。

イ 保育士・保育所支援センター運営事業

- (ア) 求職者と雇用者のニーズ調整や相談支援等
 - a 潜在保育士の発掘と保育所等への就労に関する相談支援
 - b 保育所等に関する募集採用状況の把握
 - c 求職者のニーズに合った就職先の情報提供
 - d 求職者と雇用者双方のニーズ調整
 - e 保育士資格取得希望者や保育所等に勤務する保育士からの相談対応
- (イ) 潜在保育士に対する研修の開催
保育士資格をもちながら保育現場を離れている方を対象に、保育所等の再就職に必要な知識を提供。
- (ウ) 保育士就職面談会の開催（集合形式・WEB形式）
保育所等への就職を希望する保育士等を対象に、保育所等の就職担当者による就職面談会を開催。
- (エ) 保育所等見学会の開催
保育所等への就職を希望する潜在保育士や現役保育士、学生等を対象に、保育所等の見学会を開催。
- (オ) 保育士就労体験活動の推進
保育士資格を持ちながら保育現場を離れている方等を対象に、保育所等の就労体験を提供。
- (カ) 保育士養成校と連携した学生の保育士就職支援
- (キ) 広報活動
事業告知を情報誌へ掲載、ホームページ・SNSを活用した広報活動を展開。
- (ク) 事業委員会の開催
保育士・保育所支援センター事業の運営を円滑且つ効果的に実施できるよう委員会を開催。

ウ 福祉・介護人材マッチング支援事業

- (ア) キャリア支援専門員による就職相談等の実施
 - a 福祉人材養成校及び県内ハローワークとの連携
県内ハローワークへの出張相談及びミニ就職面接会開催時の相談コーナー設置等
 - b 福祉施設・事業所及び福祉人材養成校の巡回訪問、相談・情報提供
 - c 関係機関（施設・学校等）との連携
- (イ) 福祉事業所就職面談会（就職フェア）の開催（集合形式・WEB形式）
福祉・介護分野への就職希望者を対象に、福祉事業所の人事担当者と直接、個別面談を行う機会を設けることにより福祉人材確保の促進を図ります。
- (ウ) 福祉・介護のお仕事の魅力発信事業
 - a 高校生福祉セミナー、高校生介護技術コンテスト共催セミナー等の開催

福祉・介護に興味がある生徒を対象に、福祉に関する講演や高校生・大学生等の意見交換会を通して福祉・介護の仕事の魅力を伝えるセミナー等を開催

- ・対象：高校生、高校教諭、保護者等
- ・共催(予定)：佐賀県高等学校教育研究会福祉部会、福祉系大学・短大

b 若年層等ターゲット別情報提供

(エ) 福祉施設・事業所就職体験活動(見学会等)の促進

福祉の仕事に興味がある生徒や福祉分野への再就職を希望される方々の就労への不安を軽減するために、福祉の仕事の魅力や仕事内容について説明し、施設内を直接見学できる機会を提供するなど求人求職のスムーズなマッチングを促進します。

【目標値】

項目	令和3年度
・福祉人材センターマッチング件数	110名
内)保育士・保育所支援センターマッチング件数	(40名)
・「福祉のお仕事」登録 求人事業所数	740ヶ所

(2) 福祉サービス事業従事者の支援機能の強化

ア 人材養成研修事業(福祉従事者研修事業)

(ア) 階層別研修：新任職員研修、中堅職員研修、指導的職員研修、管理職研修等

(イ) 課題別研修：発達障がいへの理解と対応研修、福祉職の接遇マナー研修、福祉現場におけるアンダーコントロール研修、人材育成力向上研修、社会福祉法人会計基礎研修、説明力向上研修、権利擁護と虐待防止研修等

新 (ウ) 映像研修：新任職員研修、チームを率いるキャプテンシー研修、チームワーク向上研修等

(エ) 資格取得サポート研修：介護支援専門員実務研修受講試験対策講座、模擬試験

(研修一覧：次頁参照 ※一部の研修を除き、オンラインでの研修受講可)

(オ) 職場内研修サポート事業

各社会福祉法人・施設・事業所において職場内研修等を実施される際に、研修テーマに合う講師の選定・派遣から研修開催までをサポートします。

(法人・事業所ごとの希望日時と講師の都合が合う日程を本会にて調整)

a コース設定(2コース)

(a) 通常コース 1研修 70,000円(2時間まで)

※年間3回以上実施される場合は、3回目より60,000円

(b) 特別コース 1研修 100,000円(2時間～4時間)

b 基本メニュー

1. 介護技術講座
2. 接遇能力向上研修
3. チーム・モチベーション向上
4. クレーム予防研修
5. セルフマネジメント研修
6. プレゼンテーション研修
7. メイクセラピー研修
8. レクリエーション研修

※基本メニューの研修以外に実施を希望する研修テーマがあれば、オリジナルの研修として実施することが可能。

イ 介護支援専門員実務研修受講試験の実施(県指定事業)

(ア) 第24回佐賀県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 試験日：10月中旬(予定)

【目標値】

項目	令和3年度
・福祉従事者研修受講者数	1,860名
・介護支援専門員実務研修受講試験合格率	14%

令和3年度 福祉従事者研修一覧

	研修名	オンライン受講	期日	予定会場
I 課題別研修				
1	発達障がいへの理解と対応研修(基礎編)	可(併用型)	令和3年 6月25日(金)	県社協
2	福祉職の接遇マナー研修 ~ホスピタリティを発揮するには~	可(併用型)	令和3年 7月16日(金)	県社協
3	発達障がいへの理解と対応研修(応用編・事例検討)	可(併用型)	令和3年 7月29日(木)	県社協
4	福祉の現場におけるアンダーコントロール研修	可(併用型)	令和3年 8月 2日(月)	県社協
5	精神疾患の理解と対応研修	可(併用型)	令和3年 8月18日(水)	県社協
6	コーチング技法を活用した「人材育成指導力」向上研修	可(併用型)	令和3年 9月 3日(金)	県社協
7	根拠のある記録の書き方研修	可(併用型)	令和3年 9月21日(火)	県社協
8	広い視野と思考力を育てる問題解決能力向上研修	可(併用型)	令和3年 9月30日(木)	県社協
9	相談したくなる職員を目指す相談スキル向上研修	可(併用型)	令和3年10月 6日(水)	県社協
10	社会福祉法人における会計基礎知識研修(初任者向け)	可(併用型)	令和3年10月19日(火)	県社協
11	福祉事業所のための災害時対応力強化研修	可(併用型)	令和3年11月12日(金)	県社協
12	業務中のリスク回避のためのリスクマネジメント研修	可(併用型)	令和3年12月15日(水)	県社協
13	説明力向上研修 ~部下・後輩のやる気の引き出し方~	可(併用型)	令和3年12月17日(金)	県社協
14	権利擁護と虐待防止研修	可(併用型)	令和4年 1月28日(金)	県社協
II 階層別研修				
1	新任職員研修 <<2日間>>	不可(集合のみ)	令和3年 5月17日(月)~18日(火)	県社協
2	新任職員フォローアップ研修 ~仕事を円滑に進めるために~	可(併用型)	令和3年 6月14日(月)	県社協
3	中堅職員研修(A日程)	可(併用型)	令和3年 7月 8日(木)	県社協
4	中堅職員研修(B日程)	可(併用型)	令和3年10月28日(木)	県社協
5	指導的職員研修	可(併用型)	令和3年11月 2日(火)	県社協
6	管理職員研修	可(併用型)	令和3年11月30日(火)	県社協
7	指導的職員スキルアップ研修	可(併用型)	令和3年12月 7日(火)	県社協
III 映像研修				
1	新任職員研修(基礎編) ~新人職員として好スタートするために~	動画視聴	令和3年5月1日(土)~6月30日(水)	—
2	(新) チームを率いるキャプテンシー研修	動画視聴	令和3年7月1日(木)~8月31日(火)	—
3	(新) チームワーク向上研修	動画視聴	令和3年9月1日(水)~10月31日(日)	—
4	(新) 未定	動画視聴	令和3年11月1日(月)~12月31日(金)	—
IV 資格取得サポート研修【介護支援専門員実務研修受講試験 受験対策講座】				
1	<福祉分野>	可(併用型)	令和3年 7月31日(土)	県社協
2	<介護支援分野Ⅰ>	可(併用型)	令和3年 8月 7日(土)	県社協
3	<介護支援分野Ⅱ>	可(併用型)	令和3年 8月21日(土)	県社協
4	<保健医療分野>	可(併用型)	令和3年 8月28日(土)	県社協
5	<模擬試験・解答解説講座>	不可(集合のみ)	令和3年 9月11日(土)	県社協
6	<本番直前！特別集中講座> <<2日間>>	可(併用型)	令和3年 9月25日(土)~26日(日)	県社協

※上記については当初計画案ですので日程が変更になる場合があります。

※ オンラインでの研修受講については、オンライン会議用ツール「ZOOM」を使用し、会場に集まることなくパソコン等を通じて研修を行います。参加者同士のグループワークによる意見交換等もシステム上可能となっています。

※ 動画視聴による映像研修については、受講期間内であれば、いつでも、何度でも視聴可能です。1研修あたりの視聴時間もそれほど長くないので、繰り返し視聴し、確認することができます。

2. 福祉サービス事業従事者のすそ野を広げる取り組みの推進

【事業費；371,643千円】

<取組方針>

福祉人材の確保・定着に向け、介護福祉士や保育士を目指す学生を対象とした「修学資金」や、資格を持ちながら現在福祉の仕事から離れている有資格者を対象とした「就職準備金」など、センターの職業紹介事業とリンクした貸付を行い、人材確保に向けた長期的・継続的視点に立った取り組みを行います。

(1) 福祉の仕事の魅力を届ける取り組みの強化

ア 福祉・介護人材マッチング支援事業 (再掲)

- (ア) キャリア支援専門員による就職相談等の実施
- (イ) 福祉事業所就職面談会（就職フェア）の開催（集合形式・WEB形式）
- (ウ) 福祉・介護のお仕事の魅力発信事業
- (エ) 福祉施設・事業所就職体験活動（見学会等）の促進

【目標値】

項目	令和3年度
・高校生福祉・介護技術コンテスト共催セミナー等 参加生徒数	240名

(2) 福祉従事者のすそ野を広げる取り組みの推進

ア 介護福祉士修学資金等貸付事業

佐賀県内で介護福祉士・社会福祉士として業務に従事する人材の確保を図るため、平成21年度から実施。制度改正に伴い、平成28年度からは、介護福祉士国家試験実務経験ルートの受験に必要な実務者研修の受講資金、さらには、介護人材の再就職のための再就職準備金を新たに実施。いずれも一定期間、介護等の業務に従事した場合は貸付金を償還免除。無利子。

令和3年度からは、少子高齢化の進展等に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策より、介護施設等における業務が増大し、人手不足がさらに深刻化することから、新たな返還免除付貸付「介護職就職支援金貸付」「福祉系高校修学資金貸付」を実施。

(ア) 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業

県内で介護福祉士及び社会福祉士として業務に従事する人材の確保を目的とした貸付事業

a 貸付対象者（以下の要件をすべて満たす方）

- (a) 介護福祉士及び社会福祉士の養成施設に在学している方
- (b) 養成施設卒業後、佐賀県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする方

b 貸付限度額 月額 50,000円（通信学校は月額 20,000円）

※他に入学準備金、就職準備金、国家試験受験対策費用などを加算

c 令和3年度新規貸付見込 65件、過年度貸付決定継続送金分 71件

(イ) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

介護福祉士実務者研修施設等に在籍し、介護福祉士の資格取得を目指す方に対する必要な受講資金等の貸付ける事業

- a 貸付対象者（以下の要件をすべて満たす方）
 - (a) 申請時点で実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方
 - (b) 実務者研修施設卒業後の直近の介護福祉士国家資格を受験予定の方
 - (c) 申請年度の3月31日までに3年以上の実務経験を有する見込みのある方
- b 貸付限度額 200,000円
- c 令和3年度貸付見込 30件

(ウ) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職として一定の知識及び経験を有しながら離職した介護職員等に対し、介護職員等として再就職するために必要な費用を貸付ける事業（講習会の参加費や参考書代、就職に必要な被服費、子どもの預け先を探す際の活動費も対象）

- a 貸付対象者（以下の要件をすべて満たす方）
 - (a) 介護職員等として実務経験1年以上有し、直近の介護職員等の離職日から1年以上が経過している方
 - (b) 福祉人材・研修センターに求職の登録を行い、かつ介護人材再就職準備資金利用計画書を提出した方
- b 貸付限度額 200,000円
- c 令和3年度貸付見込 10件

新 (エ) 介護職就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた方（介護未経験者、無資格者、無職等）であって、一定の研修等（介護職員初任者研修等）を修了した方を対象に、介護職員として就職する際に必要な費用を貸付ける事業（講習会の参加費や参考書代、就職に必要な被服費、子どもの預け先を探す際の活動費など）

- a 貸付限度額 200,000円
- b 令和3年度貸付見込 15件

新 (オ) 福祉系高校修学資金貸付事業

介護福祉士養成課程高校に通う学生に対し、経済面で支障なく介護分野で学べるよう必要な費用を貸付ける事業（国家試験受験対策費用、就職準備金）

- a 貸付限度額
 - (a) 国家試験受験対策費用 40,000円（年額）
 - (b) 就職準備金 200,000円（就職する場合及び最終回に限る）
- b 令和3年度貸付見込 各50件

イ 保育士修学資金等貸付事業

保育士の確保を図るため本県において平成28年度より実施。養成施設の学生に対する修学資金、再就職のための就職準備金の2種類がある。一定期間、保育士等の業務に従事した場合は貸付金を償還免除。無利子。

(ア) 保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得を目指す方に対するの貸付事業

a 貸付対象者

県内の指定保育士養成施設で修学する学生、又は県外の養成施設で修学する佐賀県出身の学生で、卒業後、佐賀県内において保育士として就職を希望する方

- b 貸付限度額 月額 50,000 円
 - ※他に入学準備金、就職準備金を加算
 - c 令和 3 年度新規貸付見込 80 件、過年度貸付決定継続送金分 138 件
- (イ) 保育士就職準備金貸付事業
- 保育士資格を有する方であって、現在保育士として勤務していない方の再就職を図るために、必要な資金を貸付ける事業。
- a 貸付対象者 保育士登録後 1 年以上経過し、県内の保育所等に就職を希望する方
 - b 貸付限度額 400,000 円
 - c 令和 3 年度貸付見込 15 件

4 暮らしの安心を支える体制強化の推進

1. 福祉サービス事業所の基盤強化を支援

【事業費；12,093千円】

<取組方針>

2000年の社会福祉基礎構造改革における社会福祉法や介護保険法の制定、さらには、障害者総合支援法の制定や児童福祉法の改正など、利用者本位の福祉サービスの向上を図っていくことが掲げられる中、その中核を担う施設法人の経営体制の強化は不可欠であることから、経営相談体制の充実を図り、施設法人の適正な運営体制の確保、よりよい福祉サービスの提供支援に努めます。

近年頻発している大規模災害対応としては、災害発生時への備えや発生直後の様々な対応、災害発生後の復旧といった経過に応じた詳細な対応計画の策定などが、利用者の生活を守る施設においては急務となっていることから、事業継続計画（BCP）策定支援を積極的に行います。

昨年来の新型コロナウイルス感染症対応としては、障害者支援施設、障害児者入所施設及び共同生活援助事業所で働く職員等が新型コロナウイルス感染症の影響により、出勤が困難となった場合等、他の入所施設等から応援職員を派遣し、施設等のサービス提供を継続するために、障害福祉施設等緊急時応援体制確保事業を実施します。

改正社会福祉法において社会福祉法人の責務と位置付けられている、施設法人としての「地域における公益的な活動」推進など、県内各種別の福祉施設が共通する課題解決への支援、取組み及び各種事業・研修を実施します。

高齢者・障害者・児童・母子等、利用者に応じた福祉サービスの充実を図るため、施設の種別ごとに組織化した「施設種別協議会」を本会内に設置し、その運営支援に取り組みます。

<施設種別協議会>

- ・社会福祉法人経営者協議会
- ・老人福祉施設協議会
- ・児童養護施設協議会
- ・身体障害児者施設協議会
- ・社会就労センター協議会
- ・母子生活支援施設協議会
- ・知的障害者福祉協会
- ・ひしの実知的障害児者生活サポート協会

※各種別協議会では、関連する制度政策等への対応の検討や、施設利用者の特性に応じた職員研修の開催、会議等を通じた課題共有や解決に向けた調査研究等様々な活動を行い、各施設における福祉サービスの向上に取り組みます。

(1) 福祉サービス事業所の経営基盤強化を支援

ア 施設・事業所の経営に関する相談支援

社会福祉法人の公益性や運営の透明性を高めるため、専門的相談窓口である福祉施設経営相談の積極的活用を推進し、施設・事業所のニーズに応じた会計、財務、安全管理、経営、利用者サービス等に関する専門的な支援・助言を行います。

イ 福祉支援ネットワーク体制の構築

大規模災害・感染症等による事業継続困難に対する事業継続計画（BCP）の策定支援、災害時要支援者に対する福祉支援のための福祉関係団体等との福祉支援ネットワーク体制の構築を推進します。

ウ 施設種別協議会の運営支援

各施設種別協議会と連携した情報提供手法の検討や合同研修会等に取り組みます。

(2) 障害福祉施設等緊急時応援体制確保事業の実施

※本会に事務局を置く障害関係3種別協議会（身体障害児者施設協議会・知的障害者福祉協会・社会就労センター協議会）と連携しコロナ禍におけるクラスターが施設内で発生した際の施設間協力体制を構築し、応援職員を派遣する。

ア 派遣職員の調査

イ 派遣職員の名簿作成、及び県障害福祉課へ提出

ウ 派遣職員の調整

エ 派遣の実施

（新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する入所系施設から派遣要請があった場合）

オ 派遣結果報告（県障害福祉課へ提出）

(3) 社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援

ア 施設法人の専門性と資源を活かした地域内のネットワーク構築支援

イ 地域公益活動に向けた研修会の開催

(4) 福祉サービス提供に係る課題把握と解決の取組み推進

ア 各施設種別協議会等の円滑な運営と基盤強化の支援

イ 施設種別ごとに求められる制度政策等への対応やタイムリーな情報の提供

(5) 義務教育教員免許志願者介護等体験受入れ調整事業

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」に基づく介護体験における福祉施設側と大学等との調整を行います。

（令和3年度受入調整予定） 大学・短大 15校 220名

(6) 社会福祉施設職員等退職共済事業受付等事務

社会福祉事業の従事者支援のため、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職共済事業事務受託により施設職員の退職共済事業の実施を支援（退職届・退職金請求書に係る受付事務、事務処理相談受付等）します。

2. 福祉サービス利用者の安心のための取組みを推進

【事業費；12,987千円】

<取組方針>

常に利用者の立場に立った良質かつ適切なサービスの提供し、サービスの質の向上に向けた体制の構築への支援を行うため地域密着型サービス事業所に対しての外部評価、各サービス提供事業者に対しての第三者評価を実施していきます。なお、第三者評価については、3年毎に1回の受審が義務付けられている社会的養護施設の計画的な受審を支援するとともに、それ以外の施設に対しては、第三者評価の効果や必要性について周知を図ります。

福祉サービス運営適正化委員会では、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、市町社会福祉協議会における事業の実施状況を調査し必要に応じ助言などを行います。また、福祉サービスに係る利用者などからの苦情の解決を支援するとともに、苦情解決の制度の周知や利用の徹底、福祉サービス事業者における苦情解決体制の整備を図るため、社協広報紙等による広報や、事業所の担当者を対象とした研修会を継続して実施します。

(1) 福祉サービス事業所等の組織運営や事業の透明性向上の支援

ア 地域密着型サービス外部評価事業

地域密着型サービス外部評価機関として、県内の地域密着型サービス事業所の外部評価を行い、その結果を公表することにより、当該事業所におけるより良質なサービスの確保を図り、もって安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

また、評価機関としての運営の適正化を図るために、審査委員会を開催するとともに、質の高い評価を担保するために評価調査員の養成・継続研修を実施します。

【目標値】

項目	令和3年度
・地域密着サービス外部評価事業受審件数	70件

イ 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービスの利用者には、福祉サービスと事業者を選択する際の情報を提供するとともに、サービス提供事業者が自己評価を行う際の判断基準となる情報を提供することにより、福祉サービスの質を高める支援を行います。

また、県内該当施設の評価を行う第三者評価調査員の増を図るため、養成研修受講を勧める。

【目標値】

項目	令和3年度
・福祉サービス第三者評価事業受審件数	7件

(2) 苦情を解決する体制づくりの支援

ア 福祉サービス運営適正化委員会事業

(ア) 福祉サービス運営適正化委員会の開催

a 運営適正化委員会の開催（年1回）

法律、医療、社会福祉の関係者、公益代表、利用者代表、提供者代表の11名の委員で構成。事業計画、事業実績などについて協議。

- b 運営監視小委員会の開催（年3回）
法律関係者、公益代表、利用者代表、提供者代表の6名の委員で構成。福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、監視・助言・勧告を行います。
 - c 苦情解決小委員会の開催（適宜）
法律、医療、社会福祉の関係者の6名の委員で構成。福祉サービスに関する苦情・相談の解決のため助言、調査、あっせん等を行います。
- (イ) 福祉サービス運営適正化委員会委員選考委員会の開催（適宜）
利用者代表、経営者代表、公益代表の6名の委員で構成。
運営適正化委員会委員の選任（補充選任の場合を含む）を行います。
- (ウ) 福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保
福祉サービス利用援助事業の実施状況を調査・監視するため、運営監視小委員会による市町社会福祉協議会の訪問調査を実施し、調査結果に基づき助言・勧告を行います。
- (エ) 福祉サービスに関する苦情解決
福祉サービスの利用者や利用者家族から寄せられる
- ・ 福祉サービスに係る処遇の内容に関する苦情
 - ・ 福祉サービスの利用契約の締結、履行、又は解除に関する苦情
- に関し、申出者への助言、事業者の事情聴取・申入れなどを行い、その解決を支援します。
- (オ) 広報・啓発
- a 福祉サービス事業者を対象とした福祉サービスに関する苦情解決研修会を開催します。
 - b 県社協のホームページによる苦情解決に係る事業所内設置用ポスター、チラシの活用及び社協だよりによる広報を行います。
社協だより掲載：1回
- (カ) 調査及び研究
- a 福祉サービス利用援助事業に係る訪問調査の実施及び苦情や相談が寄せられた事業所の事情調査。
 - b 事業所における苦情・相談対応の参考とするため、運営適正化委員会関係資料集（前年度実績報告、苦情・相談事例）の作成・公開。

3. 安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援

【事業費；16,730千円】

<取組方針>

福祉人材の定着促進（離職防止）には、国の働き方改革にも示されているように、従事者が働きやすい労働環境の実現が重要であることから、明るい職場づくり推進事業では、福祉施設・事業所に対する労働環境改善に向けた提案事業や、各事業所が今以上に魅力ある現場となるために、従事者相互の親睦及び交流促進等の福利厚生事業の展開を支援するなど、福祉施設・事業所とともに、入職後の従事者支援に積極的に取り組みます。

また、特に職員の定着率の促進を掲げ、本事業参加事業所を中心に定着率についての調査・分析検討を行い、今後の指標を設定に向けた取り組みを行う。

福利厚生センターの地方事務局としては、昨年来のコロナ禍の中、感染予防対策を講じながら、福祉従事者同士の親睦やリフレッシュを目的とした事業を企画し、福祉従事者の福利厚生の充実・増進のための取り組みを実施しています。社会福祉法人福利厚生センターが実施する福利厚生事業の一部を受託することで、全国規模で実施しているスケールメリットを最大限に活かした福利厚生サービスを提供しており、今後福利厚生センター県内会員の増加に向け、更なる加入促進を図ります。

(1) 福祉サービス事業所等の職場の環境向上の支援

ア 明るい職場づくり推進事業

福祉従事者が働きやすい労働環境の実現が重要であることから、福祉事業所に対して、専門家等による労働環境改善に向けた提案事業を実施すると共に、福利厚生の充実が図れない事業所等に対し、福祉従事者相互の親睦及び交流促進等の福利厚生事業の展開を支援します。

(ア) 福祉施設の職場環境の改善支援活動

職場環境改善・職員のモチベーション向上に向けたセミナーを開催するとともに、専門のアドバイザーを派遣。

- a セミナーの開催：コミュニケーション、メンタルヘルス、アンガーマネジメント
- b アドバイザー派遣

(イ) 福利厚生充実支援

福祉従事者相互の親睦及び交流促進等及び福利厚生事業の支援

- a 福祉従事者を対象とした情報交歓会の実施：県内2か所
- b 法人でのサークル活動、趣味のグループ活動等の立ち上げ及び活動の支援

(ウ) 労働環境改善に向けた情報発信等広報活動・イメージアップ活動

- a 新聞掲載、SNS等での情報発信

【目標値】

項目	令和3年度
・福祉施設職員の定着率の促進	継続調査 中間見直し

イ 福利厚生センター事業の受託運営

社会福祉法人福利厚生センターが実施する福利厚生事業の一部を受託し、県内社会福祉施設に従事する職員の福利厚生の充実を図ります。

- (ア) 福利厚生センター会員加入の促進
- (イ) 福利厚生センター事業推進会議の開催
- (ウ) 福利厚生センター会員交流事業開催

【目標値】

項目	令和3年度
・福利厚生センター県内会員数	会員数20名増

5 県社協の基盤強化への取り組み

1. 法人運営の基盤強化の推進

【事業費；67,457千円】

<取組方針>

高い公益性と非営利性を求められる社会福祉法人において、本会も引き続きコンプライアンスの遵守とガバナンスの強化に努め、信頼性の向上と強固な経営基盤の構築を進めていきます。また、信頼される社協職員として、多様化する福祉課題に向き合い、課題解決の方策（市町社協・施設法人等の関係団体と連携・支援する力、組織をマネジメントする力）を見出す力や組織としてのスキルアップなど、幅広い人財の育成にも努めます。

(1) 会務の円滑な遂行と組織の透明性の確保と強化

地域づくりに貢献する社会福祉法人として、ガバナンスの強化やコンプライアンスの遵守はもとより、組織の良好な業務遂行に向けた働きやすい環境づくりに努めます。

ア 理事会・評議員会の開催 等

イ 安全安心な職場環境づくりの推進

ウ 佐賀県社協版事業継続計画（BCP）の策定

近年頻発する風水害や大規模災害時に、職員の安全や県社協の機能を維持し、必要な業務を継続的かつ効果的に遂行するため、本会の事業継続計画(BCP)の策定

エ 県社協第1期地域福祉推進計画の中間評価

令和元年度に策定した推進計について、策定3年目の中間評価年として、事業の進捗状況の確認を行います。

(2) 職員の資質向上の取り組み強化

職員の資質向上のため、階層別・専門的研修等を含め、職員のスキルアップに寄与する研修受講を積極的に推進します。また、業務における職員の専門性を高め、より信頼される職員を目指して、社会福祉士国家試験受験資格の取得を推進します。

(3) 安定した財源確保のための取り組み強化

ア 個人・団体・賛助会員の募集

本会事業の推進にご賛同・ご協力いただく会員について、事業所・団体・企業等へ広く周知を行い、事業の安定的な実施体制の確保に努めます。

【目標値】

項目	令和3年度
・会費収入	7,941千円

イ 佐賀県社会福社会館の会議室利用促進・管理運営

社会福祉事業従事者や団体、ボランティア団体等に対する事務室、会議・研修室の貸出を行います。なお、貸出にあたっては新型コロナウイルス感染症感染予防対策として、換気や消毒・マスク着用等の利用上の注意を促すとともに、利用人数の制限等を行います。

【目標値】

項目	令和3年度
・会館利用料収入	2,333千円

2. 地域福祉の総合拠点としての情報発信を強化

【事業費；17,310千円】

<取組方針>

広く県民の方々が福祉情報をキャッチできるよう、様々な情報媒体（広報誌やインターネットなど）を活用し、タイムリーな情報の発信に努めます。

また、社会福社会館の移転（令和5年度）に向け、県や関係団体との調整を行い、地域福祉の拠点として県民誰もが利用しやすい会館となるよう円滑な改修・移転の準備を進めます。

（1）福祉の拠点としての情報収集・情報発信機能の強化

県社協の取り組みや福祉に関する理解促進のため、広報誌等による情報発信に努めます。

ア 福祉制度や県社協情報等の発信

（ア）広報誌『佐賀県社協だより』発行（発行回数：年4回）

県内社会福祉関係事業の状況を広報し、住民の地域福祉活動への参加促進や福祉サービス等の利用の向上につながる情報発信に努めます。

（イ）県社協ホームページによる情報発信機能の強化（通年）

県社協が実施する各事業や、福祉関係情報等について随時更新し、情報提供に努めます。

（ウ）情報メール『佐賀県社協ニュース』配信（年12回）

月ごとの県社協事業のトピックスについて、ホームページ上での発信を行います。

（エ）「福祉新聞」購読の斡旋（通年）

（オ）広報委員会の開催（年12回）

効果的な情報発信を図るため、広報や印刷物等の企画やホームページの全面改修の検討を行います。

（2）拠点整備に向けた会館移転の協議及び設計（会館整備15,632千円）

県民誰もが利用しやすい会館となるように、改修・移転の準備を進めます。

ア 新会館（佐賀市天神）への移転・改修

（ア）設計委託

委託期間：（令和2年10月）～令和3年12月（15か月）

（イ）設計監督員支援業務委託

委託期間：（令和2年4月）～令和3年12月（21か月）

（ウ）改修工事広告・入札

実施時期：令和4年1月～2月（予定）

3. 各関係団体と連携した取り組みを促進

【事業費；978千円】

<取組方針>

地域福祉の推進役として県社協がその役割を発揮していくためには、行政や共同募金会などの関係機関、職能組織との連携が不可欠です。様々な事業を展開していく中で、積極的な情報交換や協力体制を構築していく必要があり、引き続き互いに顔の見える関係作りに努めます。

（1）行政との継続的な連携・協働体制の構築

ア 「佐賀県地域福祉支援計画」との連携

佐賀県が策定する次期「佐賀県地域福祉支援計画」と連携し、本会が令和元年度から5年

を期間として推進する本会の「第1期地域福祉推進計画」の基本目標を踏まえ、県内の福祉課題に向けて取り組み体制を強化します。(県の計画への参画、県主催委員会等への出席)

イ 佐賀県社会福祉功労者表彰式開催事業（佐賀県社会福祉協議会会長表彰）

佐賀県及び県共同募金会と共催し、本県社会福祉の向上のために御尽力いただいた方々に対し、感謝の意を表するため合同での表彰式を開催します。(令和4年1月下旬開催予定)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止（1月27日）

(2) 関係団体との連携

ア 県内社会福祉関係団体との連携強化

県内の公益法人や福祉関係団体・NPO等との連携を強化し、多様な福祉課題への対応に向けた協力体制の構築に努めます。(主催会議等への出席及び協力)

イ 九州社会福祉協議会連合会（九社連）関係会議、全国社会福祉協議会（全社協）関係会議への参加

(3) 共同募金会との連携強化

地域福祉活動を実践するための貴重な財源として、重要な役割を果たしている赤い羽根共同募金。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民の多様な活動を財源面から支援する役割を果たしています。その運動を推進する県共同募金会との連携を強化し、県内の福祉活動の向上と募金文化の醸成に向けた取り組みの支援を行います。

